

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のとおり、給料月額の引下げ（1～3）を行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均 2,235円（0.58%）

給料	1,863円
はね返り（4）	372円

- 1 原則は全ての級及び号給について引下げを行う。ただし、初任給については、人材確保の観点から給料月額を据え置く。
- 2 上位職への昇任を促す観点から、一部号給の引下げを弱める。
- 3 医療職給料表（一）については、医師の処遇確保の観点から改定しない。
- 4 給料月額を算出基礎とする手当の変動額。

・平成31年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するための、所要の調整措置は実施しない。

2 諸手当の改定

勤勉手当の引上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	令和元年度(案)	令和2年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0.950 (年間:1.90)	1.100(+0.15) (年間:2.05)	1.025(+0.075) (年間:2.05)
	管 理 職 員	1.150 (年間:2.30)	1.300(+0.15) (年間:2.45)	1.225(+0.075) (年間:2.45)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0.450 (年間:0.90)	0.550(+0.10) (年間:1.00)	0.500(+0.05) (年間:1.00)
	管 理 職 員	0.550 (年間:1.10)	0.650(+0.10) (年間:1.20)	0.600(+0.05) (年間:1.20)

令和元年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4.50月 4.65月（+0.15月）
- ・再任用職員 2.35月 2.45月（+0.1月）

3 今年度の定年退職者等に係る退職手当の激変緩和措置

給料表の引下げ改定に伴う退職手当への影響を考慮し、今年度の定年退職者等に限り、改定前の給料月額により退職手当を算出する激変緩和措置を実施する。

4 施行期日等

本年12月分の勤勉手当の引上げ及び退職手当の激変緩和措置 公布の日

給料表の改定 令和2年1月1日

令和2年度の勤勉手当の改定 令和2年4月1日